

学習塾の塾生に対する懲戒権

司馬田一雄

一、学習塾の教師は塾生に対し懲戒権を行使することができ
るか。

二、正当な懲戒権の行使にあたらないとされた事例

(暴行、傷害被告事件、福岡高等裁判所昭和五〇年(5)第三二二号、
(同五一年五月二六日第一刑事部判決、棄却、上告、刑集第二九巻

第二号二八四頁)

(事実)

小中学生を対象とした学習塾の教師が、塾生に対し、居眠りや宿題を忘れたこと等を咎め、竹刀や金属属性のタオル掛け用金具で頭部等を叩き、あるいは手拳で顔面等を殴打し、足や膝で身体を蹴ったとして、暴行罪、傷害罪に問われた事案である。

一審判決は、親権者が子に対する懲戒権を第三者に包括的に

委託するというようなことは極めて異例であり、入塾即、親権者から塾の教師に対し懲戒権の包括的委託ありとはいはず、また入塾契約時において、あるいはその後、親権者から個別的にも懲戒権を委託されたとも認められないとして、被告人の主張を受けた。

第一審判決に対して、本判決は控訴審判決である。学習塾の教師の塾生に対する懲戒権については、塾生の親権者から包括的に教育上必要にして妥当な懲戒の委託を受けたときは、教育目的上必要にして、不可欠であって、ただ、その行使の手段、程度はあくまでも教育目的に順応した内容のものであるべきであって、健全な常識に照らし、社会的に相当な範囲を超えない場合に限り懲戒権の行使は妥当なものと解される。なお、本件

についても、入塾に当たり、被害者の父母から、依頼をうけて学習指導に当つても厳格な態度をもつて当つていたので、その事実については、被告人は懲戒権自体を有するものとされたが、その行為の態様は、有形力の行使としての暴力性を強く帯びていることは否定できず、懲戒のための行動としても懲戒の許容限度を逸脱しているとして、一審判決を維持して有罪を認めた。

その具体的判断において、罪となるべき事実として指摘される事項は次の如くである。

被告人は、熊本市北千反畠町一番三九号において、前進舎という名称で学習塾を経営し、父兄らから委託を受けて小、中学生らに各教科を教えているものであるが、

第一 昭和四九年六月一六日午前一時ころ、前記塾内において、塾生A（当時一四年）に対し、同人が宿題をしてこなかつたことから、竹刀で同人の頭部を五回位叩き、もつて暴行を加え

第二 前記日時場所において、塾生C（当時一五年）に対し、同人が宿題をしてこなかつたことから、タオル掛け用金具で同人の頭部を三回位叩き、もつて暴行を加え
第三 同月一七日午前一時三〇分ころ、前記塾内において、

前記Cに対し、同人が学習中に居眠りをしていながらこれを否定したことから、同人の顔面を左右両手拳で四、五回位殴打し、更に、足を掛けて同人を脛の上に倒したうえ、左足で同人の左脇腹を三回位蹴りつけ、もつて暴行を加え
第四 同月一九日午後一〇時三〇分ころ、前記塾内において、塾生のB（当時一五年）に対し、同人の態度が悪かつたこと等から、座っている同人の右頸、腹部、右股、右腕等を膝で五回位蹴り、更に前記竹刀で同人の両腕、前額部、頸、胸等を一〇回位突き、頭部、肩を数回殴打し、もつて暴行を加え
第五 同月二三日午後二時ころから同五時ころまでの間、前記塾内において、前記Cに対し、同人が自習をしていなかったこと等から、右足で、座っている同人の腹部、背部を四、五回位蹴り、次いで立たせた同人の両大腿部を一五回位足蹴りし、次いで前記竹刀で同人の左腕、肩、左耳、背部を一〇回位殴打し、更にドライバーの先で二回位同人の腹部を軽く突き、手工用錐で同人の左右両大腿部を二〇回位軽く突き、左手拳で同人の顔面を四回位殴打し、前記錐やはさみで同人の頭部、右手甲を六〇回位軽く叩き、はさみで同人の頭髪の一部を切り取る等の暴行を加え、よつて同人に加療約七日間を要する全身打撲症等の傷害を負わせたもの」とされる。

(判旨)

同控訴趣意中事実誤認の論旨について「原判決は証拠の評価を誤り事実を誤認したもの」とするのに對して「原判決挙示の関係証拠をそれぞれ総合すれば、各事実はいずれも認められる」とする。かくして、「被告人の原審及び当審における供述中の右事実と相容れない部分は措信できない。」と表明する。また、その他の原判示の各事実に關しても証拠に現われ、「原審がこ

れらの証拠の評価を誤つたと認むべき形跡は存しない」とする。

なお、その他についても所論の如き「事実誤認を見出すことはできない」との考え方で、論旨は理由がないとするのである。

同控訴趣意中事実誤認に基づく法令適用の誤りの論旨について

所論は「被告人の本件所為が正当行為ないし可罰的違法性を欠くもの」を看過しているとの論拠にたち、法令の適用を誤つたものであるとするのに対し、「学習塾の教師と雖も教育上ある程度の懲戒行動を必要とする場合が存し、これを肯定して必ずしも不当なこととは考えられない。」として、また、親権者からの委託があれば、指導監督者と目される者に属する懲戒権の行使を委ねることは許されないことではないとするのであるが、「その懲戒は常に教育目的上必要にして不可欠のものに限られる」として、本件の場合にはその範囲を逸脱して「有形力の行使としての暴力性を強く帶びていることは否定し難く」と判断するものであつて、正当行為ないし可罰的違法性を欠くとの理念に基づくものである。その所為の違法性についても、「思わず手が出たというようなものではなく」その暴行の手段態様においても被害状況は軽微と判断することはできないとする。

したがつて、「暴行罪及び傷害罪の成立を認めた原判決(但し、略)は正当というべきであり、記録を精査し当審における事実取調べの結果を参酌しても、所論の如き法令適用の誤りは発見できない。」論旨は理由がなく、控訴を棄却するとしたものである。

(評釈)

本件の事実が、教育的動機に基づく行為であるとしても、その限界を逸脱した場合は暴行、傷害の対象とされることは当然であり、判旨は肯定されるべきである。

一 親権者、後見人による懲戒権については、民法八二二条、及び八五七条に規定があり、その親権は、「必要な範囲内で」行なわるべきである。したがつて、正当な範囲である限り懲

戒権の行使として罪とならない。

ただ、懲戒の内容とされる暴行行為の程度、範囲、強度においてその教育目的を逸脱することによって傷害の結果を惹起するにいたれば、単純暴行罪の結果的加重犯として可罰的違法性が肯定される。勿論、懲戒権行使の場合は、その手段として暴行の故意は存在するも、傷害に対する意思のないことを理由として過失傷害罪（二〇九条）が認められる。

したがって、表向きは懲戒権の行使を表いながら、現実にはその趣旨とは裏腹に、暴行、傷害行為の実質を具備する場合は暴行罪、傷害罪の構成要件に該当することになる。すなわち、懲戒権の濫用であり、違法阻却事由の対象となり得ない（懲戒権は承諾による傷害、治療行為、断種、正当防衛、緊急避難行為等の場合と同様に違法性が阻却される）。

二 懲戒権の行使に関しては、予め法令上の規定に基づいてなされる場合に、その正当性が認められるのであるが、被懲戒者に直接関係なき第三者においても、その子供の悪しき行為、違法な諸行為に接した場合は、それを諭す意味で相当性ある懲戒に対しても法規定なきといえども、緊急避難ないしは正当防衛の論理にしたがって、その限度で懲戒権行使が認められるべきものと解する。

憲法第三十三条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又は他の刑罰を科せられない」と規定され、それを受けた生徒等の懲戒に関するところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが可能である。ただし、体罰を加えることはできない。（学校教育法第一條）。この関係法規に基づいてなされた懲戒行為としての事案を照介して本事案の参考にしよう。

三 (1) 中学校における校内盜難被疑生徒取調に際しての暴行事件（福岡地裁飯塚支部判決昭和三四年一〇月九日、下級裁判所民事判例集一〇巻一〇号二二二頁）であるが、事件の概要是「被告西が後段認定の盜難事件発生當時同校の校長であり、被告安藤、同吉田が何れも当時同校の教官であったこと、原告修一郎が同中学三年生（一五才男）に在学中であった昭和二六年の第一学期中に、同校美術室において被告吉田の保管に係る現金六、〇〇〇円の盗難事件が発生したことは何れも当事者間に争がないところという事実に対し、校内における取調が開始されその結果被疑者の中から原告修一郎に疑点がもたらされ、追求したところ、原告修一郎が『お前達は俺を疑っているのか』と言ふ不遜な態度を示したため、被告安藤が激昂して、椅子に

學習塾の塾生に対する懲戒権

かけていた修一郎の襟がみを掴んでたたせた上、素手で同人の顔面を二回に亘つて殴打した」事実について「かく疑念をいだいたことについては、その時の調べの模様から判断して無理からぬことであったと認めるのが相当である。しかしながら被告安藤が、原告修一郎に対し暴行を加えた行為はたとえ原告修一郎に不遜な態度があつたためであるにせよ、如何なる意味においても許される行為ではなく不法行為を以て目さなければならぬ。」と判断する。これに対し被告等は懲戒権の行使であると主張するが、これを批判して「被告安藤が修一郎の言動に激昂し、突きの場合感情的に殴打したものであることは、前掲証拠によりこれを認めることができるから懲戒権の行使であると見るべきでないのみならず、懲戒の手段としても暴行をするとの許されないことはいうまでもないから、被告等の主張は採用に値しない」と判断する。これをかりみるに、学校教育の目的は人格の完成ということを念頭において教師は対象すべきであり、その意味において「生徒の中に校内の秩序をみだす非行をするものがあるときは、これに適切な制裁を加えることにより、本人はもとより他の生徒の将来を戒めてその道義心の向上を期することは、教育活動の内容をなすものというべく、教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために、容疑者ない

し関係者としての生徒につきその取調をなすことができるものと解しなければならない。しかしに本件の場合において、その取調の手段方法は合理的な限度を超えない程度においてのみ許されるべきに拘らず、感情的にしろ懲戒の手段として暴行を用いたことは許されるべきではない。

次に、高等学校生徒（一七歳男）の非行をたしなめ指導せんとした高等学校教師（公立）の補導の行き過ぎ、すなわち、反省を促すため、長時間にわたり身体の自由を拘束し、その上詰問の過程において頭部を数回殴打した事実につき、その態様の懲戒行為は学校教育法第一一条にいわれる懲戒行為の許容範囲を逸脱したものとして違法性を阻却せざるものと認められた事例である（福岡地裁、飯塚支部判決昭和四五年八月一二日判例時報六一三号三一頁）。

事件の概要是、次の如くである。

(イ) 被告東次太郎が授業中、隣席の者らと私語を続けて暫らくこれを止めず、授業を受けている風にもみえず、授業担当の仁保教諭は、次太郎およびそれに關係ある二名と共に叱責し、授業終了するまで同教室の教壇の横に立たせたこと、授業終了後、同教諭は右三名を同校職員室に呼び寄せ、日頃、成績が悪いことを併せて訓戒して同人等は

納得したので教室に戻るよう指示したことの事実に端を発して被告徳野の行動がはじまるのである。

「被告徳野は職員室において右状況を認め、その三名中次太郎が自分の担任するクラスの生徒であり、しかも日頃から学業、素行につき問題があると感じていた生徒であったので、この際仁保教諭から訓戒を受けた理由をただすと共に、十分注意を与えようと考え、教室に戻ろうとする同人を呼び止めて右職員室に隣接する応接室に伴い」非行事実の告白を求めたのである。

その間午前一〇時五〇分頃から午後二時三〇分頃まで「君は反省することがあるのでないか」ということに対し「反省することは何もない」といつて当初から反抗的態度で対応する状況の中で説諭が続けられたが、同席に前記仁保教諭も加わり、公表されていなかつた喫煙、カニニング等の事実などを挙げて反省を促したところ、原告次太郎はこれらの非行事実を認めたため、被告徳野は「なんだそんなことをやつていたのか、やはり反省すべき点があるではないか」といながら平手で同人の頭部を数回殴打した上、明日父親を学校に出頭させるよう申向けたが同人は父親がこの様な問題に理解がないことを理由に、父親の学校に出頭することは許してくれるよう同被告に懇願したが、聞き入れられなかつたこと、同人は応接間において自己反

省を求められている長時間、昼食をとる機会もなく、また授業を受ける機会も与えられなかつたことの事実が認められる。

(四) 本件懲戒行為の違法性に対しても如何に判断すべきかの問題であるが、以上の事実認定からみると、非行程度が比較的軽度であり、被告徳野以外の他の教諭による適切な訓戒を既に受けおり、原告も一応その時に自己の非を諭り話が結着しているにも拘らず、なお、追い打ちをかける如く、次太郎に対して更に本件懲戒がなされたのであって、「被告徳野において、かかる次太郎の心的状況や自己との人間関係、緊密の度合などに深く考慮、洞察をめぐらすことなく訓戒を始めたのであるが、当初からの次太郎の反抗的態度を契機として、かなり感情的緊張場面を作り出し、自己の訓戒に屈服せしめるため、強圧的に、かつ相当の執拗さをもつて非行事実の告白とこれについての反省を強要し、」たりして、三時間余りにも亘つて、応接室にとどめ置きたる行為は訓戒の程度において教師対生徒の人間関係を利用した威圧的挙動であり、「同人が非行事実を自認し、反省の意を表するに及んで、同人を殴打したうえ釈放した」ということであるから、「本件の懲戒行為は、単に教育的效果を期待しえない不適当な訓戒方法である」と推断される。したがつて、教育目的のための懲戒権行使の本質を見失つた過つた行為

であり、教師の懲戒権を逸脱した行為でその限りにおいて違法な行為とされるべきである。

1 児童懲戒権の限界に関する種々の具体的問題に対し、昭和二三、

一二、二二 調査二発一八号 法務省法務調査意見長官から国家地方警察本部長官、厚生省社会局、文部省教育局宛に出された回答書によるならば学校教育法第一一条に「体罰」の意義、例えれば、放課後学生を教室内に残留されることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成するかという問い合わせて次の如し通達によつて説明をしている。

(1) 学校教育法第一一条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場名を意味する。すなわち

- (a) 身体に対する侵害を内容とする懲戒。(以下略)
- (b) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。(以下略)

(2) しかし、特定の場合が右の(b)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に制定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中場合のとでは被罰者の身体に対する影響が全くちがうからである。それ故に、当該児童の年令、健康、場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

(3) 放課後教室に残留させることは、前記(1)の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとか、いうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該當

するであろう。

(4) 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であつても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法第三五条により違法性が阻却され犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのようない懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。(以下略)

(私見)監禁罪の成立要件について、行動の自由を剥奪すること(Freiheitserziehung)であり、その自由剥奪は多少、時間的に継続(継続犯)してその状態が持続することを要する。また被害者が自由剥奪されたことを意識することが必要である(Binding, I, S. 98; Frank, § 239-I, S. 502 但し、見解を異にすると思われる判例として、大判大正四、一一、五刑録二一輯一八九五頁)。本通達による見解の「合理的な限度」とは、すなわち、具体的な事情を総合的に判断して、被懲戒者との相対的関係において道徳的向上を願う意味をもち、また合せて教育上の目的、学校生活の秩序維持を帰する観点等の判断される行為として客観的に考えられる場合であることを要する。したがつて、この目的達成における合目的的行為としての懲戒権の行使であることを要すべきであり、この目的趣旨に照合して、その限度をこえた行為は、多少の時間的継続でなくして、一瞬の間の束縛である場合には暴行罪を構成する。要は束縛の時間の長短ではなく、行動の自由剥奪の事実が存在するか否の問題によって監禁罪の成否が決定される(大判大正二二・七・三刑集一卷六二〇頁、昭和七・二・二刑集一卷八〇頁)。

また学校内における盜難、器物、施設等の毀損の如き事故に当つて、

容疑者および関係者である学童を教職員が訊問することは許されるか、またそのために、放課後学校に留め置くことは許されるか、

の質問に対する説明として次の回答がなされた。

(1) 学校内の秩序を破壊する行為があつた場合に、これをそのまま見のがすことなく、行為者を探し出してこれに適度の制裁を課することにより、本人ならびに他の学童を戒めてその道德心の向上を期することは、それ自体、教育活動の一部であり、従つて、合理的な範囲内においては、当然、教師がこれを行う権限を有している。従つて、教師は所問のような訊問を行つてもさしつかえない。たゞ、訊問にあたつて威力を用いたり、自由や供述を強調したりしてはならないことはいうまでもない。

そのような行為は、強制捜査権を有する司法機関にさえも禁止されているのであり（憲法第三八条第一項、第三六条参照）、いわんや教職員にとってそのような行為が許されると解すべき根拠はないからである。

(2) 上記のような訊問のために放課後児童を学校に留めることは、それが非行者ないし非行の内容を明らかにするために、必要であるかぎり、合理的な範囲内において許される。もつともこれは懲戒権の行使としてでなく、前記のごとき教育上の目的および秩序維持の目的を達成する手段として許されるのである。（以下略）